

九州卓球連盟

規 程

2025

九州卓球連盟

目 次

第1章 総則 ～ 付則	1～5ページ
ランキング委員会規程	6～7ページ
全九州卓球選手権大会 参加資格・組合せ等について	8ページ
表彰規程	9ページ

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟の名称を九州卓球連盟(九卓連)と称す。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、会長または 九州卓球連盟理事長の所在団体事務局地に置く。

(組 織)

第3条 本連盟は、九州8県の卓球協会(連盟)、九州教職員卓球連盟(教職員)、九州学生卓球連盟(学連)、九州高等学校体育連盟(高体連)、九州中学校体育連盟(中体連)を以て組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、九州8県の卓球協会(連盟)及び教職員、学連、高体連、中体連、レディース委員会、マスターズ・ラージボール委員会、ホープス委員会、審判委員会、競技者育成委員会、指導者養成委員会との連絡協調、及び日卓協との連携を密にし、九州卓球界の発展を目的とする。

(事業)

第5条 本連盟の事業は、次のとおりとする。

- (1) 全九州卓球選手権大会(一般の部)
- (2) 〃 〃 (マスターズの部)
- (3) 〃 〃 (ラージボールの部)
- (4) 〃 〃 (中学生の部)
- (5) 〃 〃 (小学生の部)
- (6) 〃 〃 (教職員の部)
- (7) 全九州レディース卓球大会
- (8) 九州高等学校新人卓球選手権大会兼全国高校選抜大会九州ブロック予選会
- (9) 国民スポーツ大会九州ブロック大会(共催事業)
- (10) 九州中学校体育大会卓球競技(共催事業)
- (11) 審判更新・上級公認資格試験講習会
- (12) 競技者育成事業(九卓連版ブロック研修)
- (13) 指導者養成事業
- (14) その他

第3章 役員及び任期

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 会長選出県以外の各県会長を充てる
- (3) 参 与 若干名
- (4) 理事長 1名
- (5) 理 事 16名
- (6) 監 事 2名
- (7) 事務局長 1名

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員退任の場合、後任者は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(理事会)

第8条 (1)理事会(総会)は、会長・副会長・理事をもって構成する

(2)参与及び事務局長は必要に応じて理事会にオブザーバーとして出席することができる

(3)理事会(総会)を最高の決議機関とし、会長は少なくとも年に1回定例の理事会(総会)を招集しなければならない

(4)理事会(総会)の議長は会長が務める

(5)本連盟が開催する大会時に、緊急申し合わせ事項を行う理事長会を開催することがある

(理事長会)

第9条 (1)理事長会は、九卓連会長・各県理事長をもって構成する

(2)理事長会は年3回程度実施する。時期は3月開催の全九州卓球選手権大会(一般の部)、8月の国スポ九州ブロック大会、その他適宜な時期とする。

第5章 役員の職務

第10条 (1)会長は、本連盟の会務を統括し本連盟を代表する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名した副会長がその職務を代行する

(3)各県卓球協会(連盟)、教職員、学連、高体連、中体連、レディース委員会、マスターズ委員会、ホープス委員会、審判委員会、競技者育成委員会、指導者養成委員会の各代表理事は互いに連絡協調し会務を推進する

(4)日卓協・執行代表者(九州ブロック代表)は、日卓協と連携を密にし、九卓連会議で決議した日卓協に対する要望事項などを日卓協執行代表者会で発言するとともに、日卓協からの協議依頼事項を九卓連会議に提案し、その実現に努力する

(5)監事は、会計を監査し、その結果を理事会に報告する

(6)事務局長は、事務を掌り会計を執行する

第6章 役員の選任

- 第11条 (1)会長は各県会長より理事会(総会)で推薦する
(2)名誉会長が必要のある場合は、理事会(総会)の同意を得て、会長が委嘱する
(3)理事長は理事長会で推薦し、理事会(総会)で承認し、会長が委嘱する
(4)理事は、各県理事長及び教職員連盟、学連、高体連、中体連、レディース委員会、マスターズ・ラージボール委員会、ホープス委員会、審判委員会、競技者育成委員会、指導者養成委員会の代表者各1名とする
(5)日卓協執行代表者は各県理事長の中より総会(理事会)で推薦し日卓協に届ける
(執行代表者の選出基準は、改選前年度の3月31日現在において満75歳以下とする)
(6)監事は、各県理事長の中より2名を理事会で推薦する
(7)参与は、各県会長及び理事会で推薦された者とする
(8)事務局長は、執行代表者(九州ブロック代表)が推薦する

第7章 専門委員会

- 第12条 九州卓球連盟に会務遂行のため各専門委員会を設置する。なお新たに設置する場合あるいは廃止する場合には、その都度追加または削除するものとする。
- (1) レディース委員会
 - (2) マスターズ・ラージボール委員会
 - (3) ホープス委員会
 - (4) 審判委員会
 - (5) 競技者育成委員会
 - (6) 指導者養成委員会
- 第13条 各専門委員会は、会長並びに理事長会の諮問に応じて、または各専門委員会の主体性をもって所掌する専門事項に関し、調査・研究・企画立案・審理する。
- 第14条 委員会は次の委員をもって構成する。
- 1)委員長 1名
 - 2)副委員長及び委員 若干名
 - 3)委員会には、各県代表委員とともに、委員長推薦で2名以内の女性委員を置くことができる
 - 4)委員長は、各委員会委員の互選によって決定する。
- 第15条 各委員の任期は、第7条役員の任期と同様とする。
- 第16条 委員長は、その所管事項を統括処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第17条 委員長は、委員会を開催した場合は、その会議録を作成保管するとともに理事長会及び総会に提出する。

第8章 会 計

- 第18条 (1)本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日までとする
(2)本連盟に加盟した団体は、総会(理事会)の決議により加盟費を納入しなければならない
(加盟費は別途定める)

第9章 事業年度

- 第19条 (1)本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- (2)本連盟に加盟した団体(各県協会・連盟)は、ローテーションにより各カテゴリーの全九州卓球選手権大会を開催しなければならない。このローテーションは8年に1回見直すものとする

第10章 表彰

- 第20条 (1)九州卓球界に永年顕著な功績のあった者を表彰する
- (2)表彰は、本人が出席可能な大会の開会式で行うものとする
- (3)詳細については、別に定める表彰規定によるものとする

第11章 規程変更

- 第21条 本連盟の規程を変更するときは、理事会(総会)において出席者の過半数の同意による決議を必要とする。

第12章 付 則

- (1) 連盟の円滑な運営を図るため、理事会において申合わせ事項を行う。会費、参加料、定例理事会(1月第2土曜日を原則)大会内容その他、毎年変動あるものについては付則確認事項とする
- (2) 昭和21年3月九州卓球界同志の熱意によって別府市に於いて第1回全九州卓球選手権大会を開催し、九州卓球連盟を設立

制定 昭和21年3月
改正 昭和52年1月
改正 昭和57年1月
改正 昭和61年3月
改正 昭和64年1月
改正 平成 8年8月
改正 平成15年8月
改正 平成18年5月
改正 平成22年1月
改正 平成28年1月
改正 令和 4年1月
改正 令和 5年1月
改正 令和 6年1月
改正令和7年1月

ランキング委員会規程

第1章 総 則

第1条 この委員会は、九州各県の卓球協会(連盟)所属会員の九州における、年度別卓球順位(以下ランキングという)について審査決定することを目的とする。

第2条 ランキングは、本連盟が毎年度別に定める唯一の卓球競技の成績順位であり、所属会員に賦する荣誉である。

第2章 ランキングの種類

第3条 ランキングは、各々の種目について次のとおりとする。

- (1)小学生の部
 - ・団体は4位までとする
 - ・シングルス ホープス・カブは8位 バンビは4位までとする
- (2)中学生の部
 - ・団体は4位までとする
 - ・シングルスは8位までとする
- (3)年齢別 ラージボール
 - ・シングルスは8位までとする。
 - ・ダブルスは4位までとする
- (4)一般の部
 - ・シングルスは16位までとする
 - ・ダブルスは8位までとする

第4条 ランキングの単位は、1名または1組とする。

第5条 ランキングは、毎年これを更改する。

第3章 ランキングの審査

第6条 ランキングは、本連盟が主催する全九州卓球選手権大会の成績によって決定する。

第7条 ランキングの審査は次の基準による。

- (1)1位・2位については、成績のとおりとする
- (2)3位・4位及び5～8位並びに9～16位については、大会の成績のポイント数(ゲーム数・ポイント数)の多い者(得失点率の高い者)を上位とする
- (3)大会の成績のポイント数が同じ場合は、次のようにデータの優先順位とする(日卓協大会ランキング委員会規程に準じる)

1)ランキング決定直前の試合内容

- ①ゲームの得失比率(団体戦の場合はマッチの得失比率が最優先となる)
- ②ポイントの得失比率

2)ランキング決定の次前の試合内容

- ①ゲームの得失比率(団体戦の場合はマッチの得失比率が最優先となる)
- ②ポイントの得失比率

3)日卓協ルールに準ずる。

第4章 ランキングの決定

1)原則として前項1)により決定するが、1)によりあきらかな差が認められない場合は、2)、3)、4)を準じ適用して決定する

2)決定は出席委員の合意(多数決)により行われるが、合意が得られない場合は委員長が決定する

第5章 ランキング委員会

第 8条 ランキング委員会は、次の役員を持って構成する。

委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名

第 9条 委員長は大会委員長とする。副委員長は、競技委員長及び審判長とし、委員は主管県選出者とする。

第10条 委員長は、委員会を統轄する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

委員は、委員長の指示に基づき会務を執行する。

第11条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員会の運営は合議制とする。

第12条 ランキング委員会は、大会期間中に随時開催するものとし、審査決定次第、大会会長の承認を得て、種目毎入賞者の表彰に併せて発表する。

第6章 ランキング保持者の権利

第13条 ランキング保持者の権利については、次のとおりとする。

- (1) ランキング保持者(一般・マスターズ・ラージボール・小学生の部)は次年度の全九州卓球選手権大会に、自己の保持する種目に限り、所属協会(連盟)が開催する予選会を経ないで参加することができる。但し、ダブルスについては同一ペアでなければならない
- (2) 小学生の部においては、ランキング保持者は次年度同大会の推薦を受ける場合、保持者の意向で出場カテゴリーを決めることができる
- (3) 年齢制限のある種目については、それぞれ前年齢におけるランキングが認められるものとする
ただし、上位シードと対戦するような位置は可能な限り避ける

第7章 規程の変更

第14条 この規程は総会(理事会)の決定により変更する。

第8章 付 則

この規程は昭和63年9月1日から施行する。

この改定規程は平成8年3月17日から施行する。

この改定規程は平成22年3月21日から施行する。

この改定規程は平成28年4月1日より施行する。

この改定規程は平成29年4月1日より施行する

この改定規程は令和5年1月17日より施行する。

この改定規程は令和6年1月6日より施行する

この改定規程は令和7年1月11日より施行する

全九州卓球選手権大会 参加資格・組合せ等について

(1) 参加資格

出場資格は該当年度に、出場県及び(公財)日本卓球協会の登録者であり、大会期日より起算して「3ヶ月以上」出場県に居住地(住民登録がなされているところ)、勤務(週4日以上勤務)していること。ただし、一般の部に出場する九州管内に在学している大学生は、大学の登録地もしくは卒業高等学校所在地の卓球協会(連盟)が承認すれば出身高等学校の所属県よりの出場を認める。

(2) 組み合わせの基本方針

(一般の部・マスターズ・ラージの部・レディースの部・年齢別の部)

前年及び前回大会の大会成績を第1義とする。

- ① 優勝者を第1シードとし準優勝者を第2シードとする。ただし、上位者が不出場の場合は、順次シードを繰り上げる。
- ② 準決勝敗退者の2人(3・4位)は同等視し、前年度の対戦者、同一県等を配慮する
- ③ 準々決勝敗退者の4人(5～8位)は同等視し、前年度の対戦者、同一県等を配慮する
- ④ ベスト16の8人(9～16位)は同等視し、前年度の対戦者を配慮する
- ⑤ 前年度ベスト16(ランキング保持者・レディースの部除く)が棄権した場合は、順次繰り上げていく。
なお、繰り上げ補充選手については、各県上位選手を参考とし、主管県に一任する
- ⑥ シード選手決定後は、各県選手を各パート均分化する。(各県の予選順位及びを考慮する)
- ⑦ ⑥のあと、同一チームから複数出場している場合を確認し、均分化する。
- ⑧ 1回戦等で、前年と同じ対戦相手と当たらないよう配慮する
- ⑨ 基本方針に則り、開催県で組み合わせを作成する

(中学生の部)

団体では、違う県の1位2位3位4位が入るようにパートを分け、各パートの1位による決勝トーナメントを行う。決勝トーナメントの組合せは抽選とする。その場合、同県中学校が複数の場合は1回戦から当たらないように考慮する。個人戦は前年度のベスト8ランキングを保持している者、当年度全日本選手権(カデット)、全国中学体育大会のランキングを保持している者を優先してシードする。以下各県予選1位通過者を上位シードとする。

(小学生の部)

団体の予選リーグでは、前年度ベスト4をシードする。ベスト4のチームが欠場の場合は、その県の予選の優勝チームをシードとする。違う県の1位2位3位4位が入るようにパートを分け、各パートの1位による決勝トーナメントを行う。抽選方法は下記のとおりとする。

1. ベスト4シードは前年度実績(同一県が複数の場合左右に分ける)による
2. 決勝トーナメントに出場する数が多い県のチームから抽選する。(その場合も左右に振り分ける)
以後、順に抽選とする

個人戦は前年度(ホープス・カブは8位バンビは4位まで)のランキング保持者は次年度推薦選手としてシードする。(出場種目はランキング保持者の選択とする。及びランキング保持者がエイジアップした場合も推薦対象とする)また、ベスト8を保持している者、当年度全日本選手権(カデット・ホカバ)のランキングを保持している者を優先してシードする。

(年齢別・ラージボールの部のエイジアップ選手の組合せ)

年齢別・ラージボールの部で前年度からエイジアップした下のカテゴリーのベスト8の選手及びベスト4のダブルスはエイジアップしたカテゴリーの第6シード・第5シード・第7シード・第8シード枠に順に入れてゆく。

(中学生の部・小学生の部 に関する監督・アドバイザー確認事項)

- (1) 団体戦と団体戦 監督・アドバイザーは所属名の違う複数のチームから登録することはできない
- (2) 団体戦と個人戦 団体戦のみ個人戦のみに出場チームの監督、アドバイザーは重複することができる
- (3) 基本的に各県からの申し込みは尊重しなければならない

九州卓球連盟 表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、九州卓球界の健全な普及振興に、特に貢献したものを表彰し、その功績をたたえとともに、九州卓球連盟のますますの発展を図ることを目的とする。

(受賞対象者)

第2条 表彰は、次の項目のいずれかに該当するものから行う。

- (1) 九州卓球連盟会長の任をつとめ、その任を離れたもの
- (2) 九州卓球連盟役員の任を永年つとめ、その任を離れたもの
- (3) 加盟団体(各県支部含む)の役員の任を永年つとめ、とくに卓球界の発展に貢献し、その任を離れたもの
- (4) 九州卓球界の向上に永年寄与し、その功績の顕著なもの

(推薦及び選考)

第3条 受賞者は加盟団体(各県支部含む)から推薦された方を、九州卓球連盟が審査し決定する。

(審査委員会)

第4条 審査委員は、九州各県卓球協会(連盟)理事長をもってこれにあてる。

(申請手続き)

第5条 受賞の申請手続きは、推薦団体より規定の申請書に必要事項を明記し、指定の期日(毎年12月12日)までに、九州卓球連盟事務局へ提出する。

(表 彰)

第6条 表彰は、毎年1回(全九州卓球選手権大会・一般の部又は該当者所属の協会(連盟)主管大会開会式)にて行い、九州卓球連盟会長が表彰状及び記念品を贈呈する。

付 則

この表彰は、昭和59年3月19日より施行する
この改定規程は令和5年1月7日より施行する
この改定規程は令和6年1月6日より施行する

九卓連 加盟団体分担金一覧				
九州各県		80,000	円	
高体連		10,000	円	
中体連		5,000	円	全九州卓球選手権大会(中学生の部)主管県が負担する
教職員連盟		5,000	円	
学生連盟		10,000	円	